

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律

(平成6年法律第46号)

- 1 制定・改正履歴** 平成6年6月29日制定（議員立法）
 平成17年6月29日一部改正（閣法）
 最終改正：令和5年6月16日

2 概 要

（1）目 的

- ①ゆとりのある国民生活の確保と農山漁村地域の振興に寄与するため、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤の整備を促進。
- ②農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置、農林漁業体験民宿業の登録制度を実施。

（2）農村滞在型余暇活動の定義

都市住民が余暇を利用して農村に滞在し行う農作業体験等の活動

（3）都道府県基本方針の策定

都道府県は、良好な農村景観を形成している地域について、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針を策定することができる。

【基本方針で定める事項※】

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的事項、同整備地区の
設定事項、土地利用事項、農作業体験施設等の整備事項

※下線部の事項を定めるほか、その他の事項をおおむね定めるものとする

（4）市町村計画の作成

市町村は、都道府県基本方針に基づき、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する市町村計画を作成することができる。

【計画で定める事項※】

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備地区の区域、機能整備方針、土地利用事項、農作業体験施設等の整備事項

※下線部の事項を定めるほか、その他の事項をおおむね定めるものとする

（5）土地の利用に関する協定の締結・農業振興地域の整備に関する法律の特例

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備地区内の土地所有者は、農用地等農業資源の保健機能の増進を図るための土地利用協定を締結し、市町村長の認定を受けることができる。

この場合、農業振興地域の整備に関する法律の特例が適用。（農用地等の農用地区域への編入について、公告縦覧等の手続が不要。）

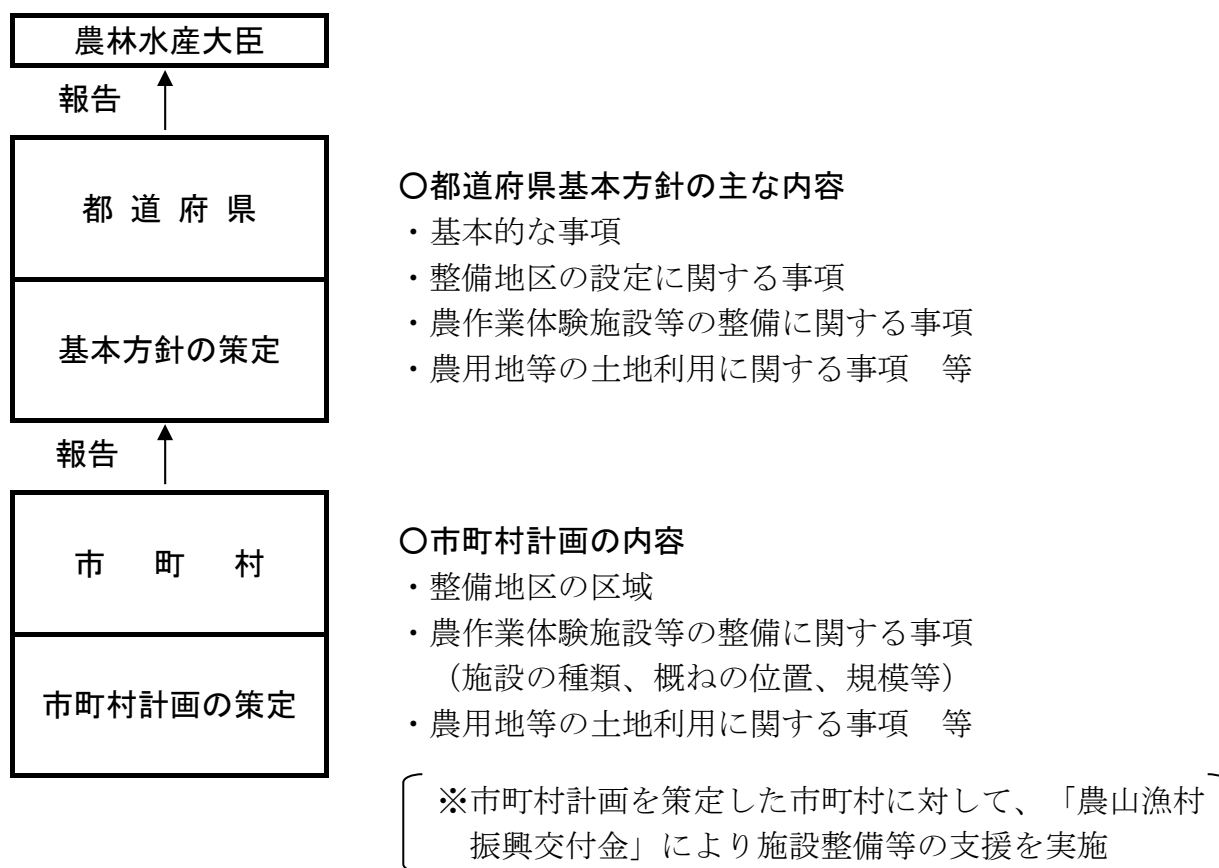
（6）国及び地方公共団体による支援措置

- ①国及び地方公共団体は、市町村長の認定を受けた計画に従って農業者及び農業者団体が農作業体験施設等を整備するのに必要な資金の確保又は融通の斡旋に努力。
- ②市町村計画の実施に必要な事業を行う者等に対する助言、指導その他の援助に努力。
- ③農業生産基盤の整備等に当たっては、市町村計画の達成に資するよう配慮。

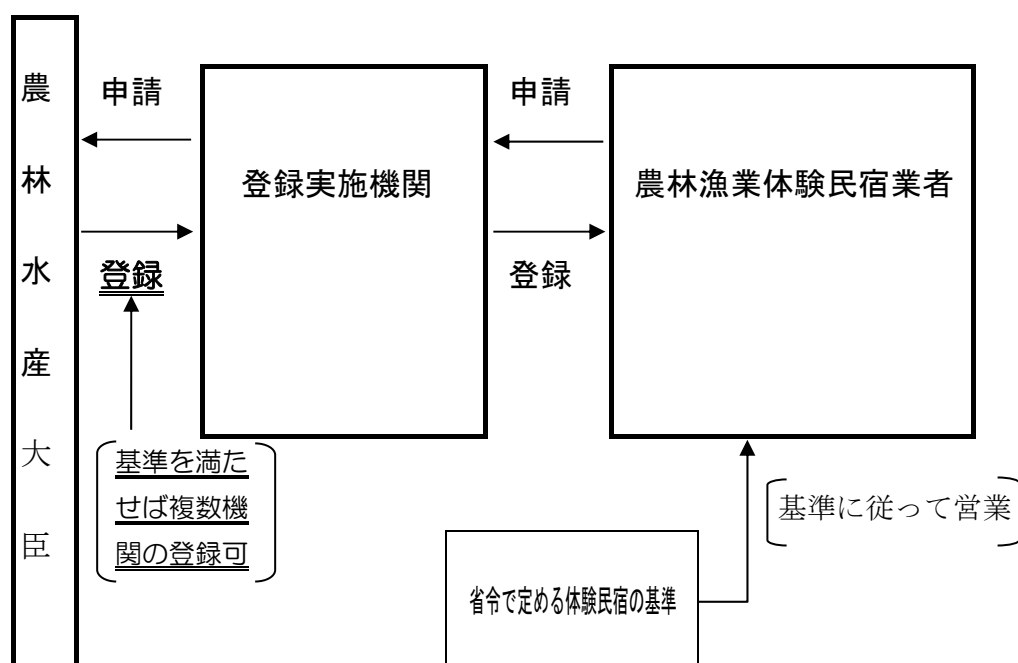
（７）農林漁業体験民宿業者の登録

農林水産大臣の登録を受けた登録実施機関が、農林漁業体験民宿業者に係る登録業務を実施。

1 農山漁村滞在型余暇活動の促進に向けた主な措置



2 農林漁業体験民宿業者の登録の仕組み



(省令で定める体験民宿の基準に規定する事項)

- ・ 提供する体験活動等に係る役務の内容に関すること
- ・ 利用者の生命又は身体について損害が生じた場合に備えてとるべき措置に関すること
- ・ 地域の農林漁業との調和の確保に関すること